

## 競争的資金等の使用に関する行動規範

代表 生島 嗣

近年、研究活動や競争的資金等の使用に関して、不正行為や不正使用の問題が発生している。競争的資金の原資は税金によって賄われているものであり、その使用に当たっては法令の遵守、使用ルールに則って効果的に使用することが義務付けられている。そのため競争的資金を使用する研究機関においては管理・監査の体制整備を進めていかなければならない。

この行動規範は、特定非営利活動法人ふれいす東京（以下「本法人」という。）における学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本法人の職員が研究活動において競争的資金等を使用する上での行動規範を明らかにするものである。

1. 本法人の職員は、競争的資金等が本法人の管理する公的な資金であることを認識し、研究計画に基づき適正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 本法人の職員は、競争的資金等の使用に当たり、関係法令並びに本法人の諸規程及び使用ルール等を遵守しなければならない。
3. 本法人の職員は、競争的資金等の使用に当たり、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう行動しなければならない。
4. 本法人の職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 本法人の職員は不正行為、不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報しなければならない。
6. 本法人の職員は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

2021年4月1日制定